



2024年7月22日

各位

会社名 大栄環境株式会社
代表者名 代表取締役社長 金子 文雄
(コード番号：9336 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総合政策本部長 下田 守彦
(TEL. 078-857-6600)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年7月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年8月8日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,600株
(3) 処分価額	1株につき2,620円
(4) 処分総額	80,172,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 7名 8,500株 当社の執行役員 10名 10,000株 当社の使用人 32名 12,100株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年6月26日開催の当社第45期定時株主総会において、①当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対し、業績連動型譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入すること、②社外取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入すること、並びに、③監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することについて、それぞれご承認をいただいております。

また、これらの制度に基づき、①取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内として設定すること、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対して各事業年度において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は40,000株を上限とすること及び業績連動型譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間とすること、②社外取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額16百万円以内として設定すること、社外取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は

10,000株を上限とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間とすること、並びに、③監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額32百万円以内として設定すること、監査等委員である取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は20,000株を上限とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間とすること等につき、それぞれご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、対象取締役及び一部使用人については、当社第45期定時株主総会から2025年6月開催予定の当社第46期定時株主総会までの期間に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬又は譲渡制限付株式報酬として、当社の執行役員及び使用人については、当社第45期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日)に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬又は譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役7名、当社の執行役員10名及び使用人32名(以下、「割当対象者」といいます。)に対し、金銭報酬債権合計80,172,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式30,600株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」といいます。)を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2024年8月8日から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日以後3年を経過する日までの間

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」といいます。)

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日(割当対象者が当社の執行役員又は使用人の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日)までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」といいます。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時

株主総会の開催日（割当対象者が当社の執行役員又は使用人の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日）まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の執行役員又は使用人の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日）までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当対象者が対象取締役又は一部使用人の場合は 2024 年 7 月から、割当対象者が当社の執行役員又は一部使用人の場合は 2024 年 4 月から、割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、期間満了時点その他当社取締役会が合理的に調整する時期をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、割当対象者が対象取締役又は一部使用人の場合は 2024 年 7 月から、割当対象者が当社の執行役員又は使用人の場合は 2024 年 4 月から、当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とします。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024 年 7 月 19 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,620 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であることから、合理的な価額であり、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上